



軍

隊

子

隊

勅諭

我國に軍隊は世々天皇に統率し給ふ所とせば
昔神武天皇躬つから大伴物部の兵とせを率
む中國のまじろもぬをのどとを討ち平け給ひ
高御座し即つせりれて天下まろしめし給ひし
より二千五百有餘年を経ぬ此間世の様の移り
換るし變ひと兵制の沿革も亦變ちりき古は天

皇躬つらう軍隊を率か給ふ御制よて時ありて
る皇后皇太子代りせ給ふこともあまつれど
大凡兵權を臣下ま委ぬ給ふことろあつた中
世よ至りて文武れ制度皆唐國風に倣はせ給ひ
六衛府を置き左右馬寮を建て防人あど設けら
れいふの兵制は整ひされどせ打續ける昇平よ
狂きて朝廷の政務を漸文弱よ流まければ兵農
れのつらうら二よ分れ古乃徴兵はいつとなく壯

兵の姿よ變り遂よ武士とあり兵馬の權は一向
よ其武士どもの棟梁たる者よ歸よ世の亂と共
よ政治の大權も亦其手よ落ち凡七百年の閑武
家の政治とはありぬ世の様れ移り換えて斯あ
れるは人力もて挽回をへきよあらせどあいか
なから且は我國體に戻り且も我祖宗の御制に
背き奉り淺閑よき次第なりき降りて弘化嘉永
の頃より徳川の幕府其政政へ剩外國れ事ども

そるの義を存して再申世以降の如き失體な
らんことを望むなり朕も汝等軍人の大元帥
るそされは朕も汝等を股肱と頼み汝等は朕を
頭首と仰きてそ其親も特み深うるへき朕か國
家を保護して上天の恵に應じ祖宗の恩に報い
まわらるる事を得るも得ざるも汝等軍人か其
職を盡そと盡さゝるとに由るそか我國の稜
威振とさることあらそ汝等能く朕と其憂を共

にせよ我武維揚まゝ其榮を耀させ朕汝等と其
書を借よびへし汝等皆其職を守り朕と一心よ
るまで力を國家の保護し盡さは我國の蒼生ハ
永く太平の福を受け我國は威烈も大し世界は
光華ともありぬへし朕斯を深く汝等軍人よ望
むされハ猶訓諭すへき事こそありてや之を
左に述へむ

一軍人ハ忠節を盡せを本分と以へし凡生を我
國に稟くるもの誰かそ國ヲ報ゆるの心なか
るへき况して軍人たらん者も此心の固から
て者物の用ヲ立ち得へしとも思もれず軍人
ふして報國の心堅固ならさぬハ如何程技藝
ニ熟し學術ニ長するも猶偶人ニひとしかば
へし其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存
せざる軍隊ハ事ニ臨みて烏合の衆ニ同かる

へし抑國家を保護し國權を維持せざる者兵力
ふ在れハ兵力の消長ハ是國運の盛衰あると
とを辨へ世論ふ惑そは政治ニ拘らば只一
途ニ己ち本分の忠節を守り義ハ山嶽よりも
重く死ハ鴻毛よりも輕しと覺悟せよ其操を
破りて不覺を取り汚名を受くるものれ
一軍人ハ禮儀を正くせへし凡軍人ニあらず上元帥
より下一卒ニ至るまで其間ニ官職の階級あり

りて統屬するのこゝろに同列同級とてても停
年ねん小こ新しん舊きうあれハ新任しんじんの者ものハ舊任きうじんのもの小こ服ふく
従したがへたせのそ下級かきよのせのち上官じやうくわんの命めい承うけたま承ま
ること實じつハ直たうちに朕ちんか命めいを承うけたま承ま義ぎなりと心得こころえ
よ己おのれか隸屬れいどくする所ところにあらばとも上級じやうきよの者もの
勿論もちろん停年ていねんの己おのれより舊ふるきせの小こ對たいふとち總すへ
と敬禮けいれいを盡つくいへし又上級またじやうきよの者ものち下級かきよのせの
小こ向むかひ聊いさかせ輕侮けいぶ驕傲きやうがうの振舞ふるまひへかち公こう

務むの爲ため小こ威嚴おびげんを主まとせる時ときハ格別かくべつをきとも
其外そのほかち務むめて懇こん小こ取扱とりあひ慈愛じあいを專一せんいつと心掛こころが
け上下じやうご一致いちち志して王事おうじ小こ勤勞きんらうせよ若軍人じやくじんたる
ものよち志して禮儀れいぎを紊みだる上かみを敬うやまハせ下しもを惠めぐま
そ志して一致いちちの和諧わがいを失うしなひたらん小こハ番たひ軍ぐん
隊たいの毒どくたるのみハ國家こくかの爲ためにもゆるし
難がたき罪人ざいじんなるへし

一軍人は武勇を尙ふへ一夫武勇ハ我國よそを
 古よまいとも貴へる所なれを我國の臣民た
 らんもの武勇なくてハ叶ふま一況一々軍人
 を戦に臨み敵に當るの威ふれを片時も武勇
 を忘れてよかるへきかさハあれ武勇も大
 勇あま小勇あま同から汝血氣もをや粗
 暴の振舞るとせんハ武勇とハ謂ひ難し軍人
 たらむせのち常ふ能く義理を辨へ能く膽力

を練り思慮を殫ふて事を謀るへ一小敵たり
 とせ侮らす大敵たりとせ懼ます己う武職を
 盡さむこそ誠の大勇ふちあまされハ武勇を
 尙ふせのハ常々人み接るよち温和を第一と
 一諸人の愛敬を得むち心掛けよ由あき勇を
 好みて猛威を振ひたらハ果ち世人を忌嫌ひ
 て豺狼るやの如く思ひなむ心すへきことよ
 こそ

一軍人の信義を重んず。凡信義を守らざると常の道よるあれとわきて軍人の信義なくて一日も隊伍の中よ交ひてあらんこと難かるへし信とを己か言を踐行ひ義とを己り分を盡きをいふありされハ信義を盡さむと思ハ、始より其事の成し得へきう得へりらざるを審し思考せへし臆氣ある事を假初し諾ひてよしむ其關係を結ひ後よ至りて信義

を立てんとそれハ進退谷りて身の措き所よ苦むこと何り悔ゆとも其詮めし始し能く事の順逆を辨へ理非を考へ其言を所詮踐むへからせと知る其義ハとてせ守るへからせと悟るなハ遠し止るこそよけむ古より或ハ小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或ハ公道の理非し踏迷ひて私情の信義を守り何たら英雄豪傑とせか禍し遭ひ身を滅し屍

の上の汚名を後世まで遺せること其例尠の
 らぬを深く警めてやハあるへき
 一軍人の質素を旨とせハ凡質素を旨とせさ
 れハ文弱ニ流れ輕薄小趨り驕奢華麗の風を
 好み遂ニ貪汚ニ陥りて志を無下ニ賤くあ
 り節操も武勇も其甲斐多く世人小爪を以て
 せらるゝ迄小至りぬヘ其身生涯の不幸な
 りといふも中ニ愚かり此風一もハ軍人の聞

よ起りてハ彼の傳染病の如く蔓延し士風も
 兵氣も頓ニ衰へぬヘ此こと明かり朕深く之
 を懼れて曩ニ免黜條例を施行し略此事を誠
 め置きつれと猶も其惡習の出んことを憂む
 て心安らぬハ故小又之を訓ふるその一汝
 等軍人ゆえ此訓誡を等聞小思ひそ
 右の五ヶ條ハ軍人たらんをの誓を忽ニすへる
 らせさて之を行ハんハ一の誠心ころ大切

是抑此五ヶ條ハ我軍人の精神ふして一の誠心
ハ又五ヶ條の精神あり心誠をらさまハ如何
る嘉言を善行を皆うハへの裝飾ふて何の用ふ
かハ立つへき心たふ誠あれハ何事を成るセの
ろかゝ況してや此五ヶ條ハ天地の公道人倫の
常經あり行ひ易く守り易く汝等軍人能く朕か
訓ふ遵ひて此道を守り行ひ國小報ゆるの務を

盡さそ日本國に蒼生擧りて之を悦ひらん朕一
人の憚のみあらんや

明治十五年一月四日

御名

勅諭

朕茲ニ大統ヲ嗣キ列聖ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ムニ方リ特ニ朕カ親愛スル陸海軍人ニ告ク

惟フニ皇考曩ニ汝等ニ軍人ノ精神五箇條ヲ訓諭シ一誠以テ之ヲ貫ク可キヲ示シ給ヘリ汝等軍人ハ夙夜此聖訓ヲ奉體シ累次ノ征戰ヲ經國

威ヲ宣揚シ皇基ヲ恢弘シ以テ曠古ノ偉績ヲ翼
成シタリ

朕ハ朕カ統率スル所ノ軍隊ハ即チ是レ皇考ノ
慈育愛撫シ給ヒタル所ノ軍隊ナルヲ念ヒ汝等
軍人ノ忠勇ニ信倚シ皇考ノ遺業ヲ紹述シ倍々
皇國ノ光威ヲ顯彰シ億兆ノ福祉ヲ増進セムコ
トヲ冀フ汝等軍人ハ皇考ノ遺訓ニ由リ以テ直
ニ之ヲ朕カ躬ニ効シ念々奉公ノ志ヲ敬クシ思

索ノ選ヲ慎ミ宇内ノ大勢ニ鑑ミ時世ノ進運ニ
伴ヒ拮据勳精各其本分ヲ竭クシ朕カ股肱タル
ノ實ヲ舉ケ以テ皇謨ヲ扶翼セムコトヲ期セヨ

大正元年七月三十一日

御名 御璽

勅諭

朕祖宗ノ威靈ニ頼リ萬世一系ノ大統ヲ嗣クニ
臨ミ朕ウ股肱タル陸海軍人ニ告ク

惟フニ皇祖考夙ニ汝等軍人ニ聖訓ヲ降シ給ヒ

皇考亦申ネテ聖諭ヲ垂レ給ヘリ汝等軍人眷々

服膺シ克ク匪躬ノ節ヲ效シ盡忠報國ノ偉績ヲ

建テタリ

朕ハ先朝ノ慈育愛撫シ給ヘル軍隊ヲ念ヒ切ニ
汝等軍人ノ忠誠勇武ニ信倚シ列聖ノ遺業ヲ紹
述シ倍々國威ヲ顯揚シ億兆ノ慶福ヲ増進セム
コトヲ冀フ

汝等軍人其レ克ク朕カ意ヲ體シ先朝ノ訓諭ニ
遵由シ審ニ宇内ノ大勢ヲ察シ深ク時世ノ推移
ニ密ニ切瑛砥礪愈々操守ヲ固クシ一意奉公ノ
至誠ヲ擢テ以テ宏猷ヲ扶翼セムコトヲ期セヨ

昭和元年十二月二十八日

御名 御璽

勅語

大正三年十一月三日下賜

朕惟フニ國防ノ完備ハ汝在郷軍人ニ待ツモノ
洵ニ多シ汝等戮力協心陸海一致シテ益々軍人
精神ヲ鍛鍊シ軍事能力ヲ増進シ郷ニ在リテハ
忠良ナル臣民ト爲リ軍ニ從ヒテハ國家ノ干城
ト爲リ以テ其ノ本分ヲ盡サムコトヲ期セヨ

軍隊手牒ニ係ル心得

一 軍隊手牒ハ軍人ノ常ニ服膺スヘキ勅諭勅語ヲ
掲載スルヲ以テ最モ丁寧ニ取扱ヒ苟モ汚穢破
損スヘカラサルハ勿論各自ノ履歴ヲ掲ケ且轉
隊派遣等ニ際シ金錢物品ノ受授ヲ證スルモノ
ナレハ大切ニ所持シ紛失セサル様注意スヘキ
事

二 一 身上ノ履歴ニ關スル事項并給與通報事項ニ

記注シタル金錢物品受授其他ノ事項ニシテ事

實ト符合セサルモノアルトキハ速ニ其旨申告スヘキ事

三 此手牒ハ自ラ保管スルノ責アリ給與通報事項ニ記注シタル携持ノ物品ニ於テモ亦然リ故ニ不注意若クハ故意ニ因ル破損紛失等アルトキハ之ヲ賠償セシムルノミナラス懲罰ニ處スヘキ事

四 現役滿期轉隊轉職派遣其他ノ事故ニ依リ所屬廳ヲ離ルルトキハ當日迄給與ヲ受ケタル金錢

物品ノ證明ヲ請フヘキ事

五 召集ニ應スルトキ及簡閱點呼ニ參會スルトキハ必ス此手牒ヲ携帶スヘキ事

六 在郷軍人ニシテ此手牒ヲ破損紛失等シタルトキハ其證明書若クハ理由書相添聯隊區司令官ニ届出ヘキ事

七 此手牒ハ兵役滿期若クハ事故ニ因リ兵役免除ノ際ハ之ヲ當人ニ下付スヘキ事

應召及出征時ノ心得

一 平素ノ準備。家庭ハ平素ヨリ之ヲ整理指導シ本人留守中ハ勿論死歿後遺族ノ紛糾ヲ來スガ如キコトナキヤウ一切ヲ處理シテ家族ノ安定ヲ圖リ一旦事アルヤ後願ノ憂ヲ斷テ一意忠節ヲ盡シ得ル如ク心掛クベシ之ガ爲必要ナル事項左ノ如シ

1 戸籍ノ整備

イ 婚姻セバ直チニ關係市町村長ニ届出ヅルコト
 ロ 内縁ノ妻又ハ私生子等ヲ有スル場合ハ特ニ戸籍整理ニ注意スル

コト

ハ 遺族ノ紛糾ヲ豫防スル爲分家スルヲ適當ト認ムル者アルトキハ

此ノ處置ヲナスコト

二 其ノ他本人又ハ家族ノ身分ニ變動アリタルトキハ其ノ都度戸籍

ヲ整理スルコト

2 遺言ノ準備

家族關係複雑ナル場合ニハ家督相續人、財産處分其ノ他必要ナル事項ニ付遺言書ヲ作成シ置クヲ可トスルコトアリ

二 應召時ノ處置

1 軍人一タビ征途ニ就クヤ固ヨリ生還ヲ期セザルノミナラズ戰場ニ

在リテハ獨リ敵中ニ突進シテ遺骸ヲ殘サズ或ハ勇戰奮闘シテ敵彈ニ粉碎サレ一片ノ肉片ダニ止メズ又ハ單機敵中深く進撃シテ再ビ歸ラザルコトアリ故ニ遺骸ノ歸ラザルハ草ムス屍、水漬ク屍ノ信條ヲ發揮セル眞ニ日本軍人ノ本分ヲ完ウシタルモノナルコトヲ家族ニ銘肝セシムルト共ニ寫眞、毛髮、爪等ヲ殘シ置クヲ可トス

2 留守擔當者ヲ定メ金錢、土地、建物、及物品貸借關係、會費、納稅、預金、保險等ノ整理又ハ引繼、營業、家計及子女教育ノ指示。恩

給賜金ノ處置等ヲ爲シ後事ニ遺憾ナキヲ期スルコト

3 爲シ得レバ神社參拜、墓參等ヲ爲シ、分會關係者、市區町村長、業務上ノ上級者、同僚、近隣並ニ親戚へ挨拶又ハ通知スルコト

三 防諜（外國ノ我が國ニ對シテ行フ諜報又ハ有害行爲ニ對シ國家及國

軍ヲ防護スルヲ云フ）ハ各人悉ク責ヲ有ス然ルニ軍ノ機秘密事項ハ個人ノ不用意ノ言動ニ依リ暴露スル場合多キヲ以テ持ニ左ノ諸件ニ注意

スルヲ要ス

1 軍事上ノ機秘密事項ハ業務上關係ナキ者ニ對シテハ縱ヒ親族、知

己其ノ他如何ナル親密關係ニ在ル者ト雖モ絕對ニ洩サザルコト

2 劇場、酒場、列車中等其ノ他公衆ノ面前ニテ召集又ハ到着部隊號、

出動先其ノ他機秘密事項ヲ口外シ或ハ電話等ニ依リ傳達スルガ如キ

3 應召ニ際シ所屬部隊號ヲ記セル幟、小旗等ヲ携行セザルコト

- 4 部隊ノ編成、裝備、動員、行動其ノ他苟モ機秘密ニ渉ル事項ヲ私信中ニ記載シ又ハ封筒ニ部隊號等ヲ記入セザルコト
 - 5 私信、慰問品中等ニ思想上注意ヲ要スル宣傳文等ヲ發見セバ直チニ届出ヅルコト
 - 6 機秘密書類ノ取扱、運搬等ニ當リテハ身ヲ以テ其ノ責ニ任ジ周到ナル注意ノ下ニ萬全ヲ期スルコト
 - 7 紙屑反古ノ取扱ニ注意シ苟モ機秘密事項ヲ記載セルモノハ散逸セシメザルコト
- 右ノ中1乃至5ノ如キ事柄ハ家庭等ニモ十分心得シメ置クコト

戰陣訓

序

夫れ戰陣は、大命に基き、皇軍の神髓を發揮し、攻むれば必ず取り、戦へば必ず勝ち、遍く皇道を宣布し、敵をして仰いで御稜威の尊嚴を感銘せしむる處なり。されば戰陣に臨む者は、深く皇國の使命を體し、堅く皇軍の道義を持し、皇國の威徳を四海に宣揚せんことを期せざるべからず。惟ふに軍人精神の根本義は、畏くも軍人に賜はりたる

勅諭に炳乎として明かなり。而して戦闘竝に訓練等に
 關し準據すべき要綱は、又典令の綱領に教示せられた
 り。然るに戦陣の環境たる、兎もすれば眼前の事象に
 捉はれて大本を逸し、時に其の行動軍人の本分に戻る
 が如きことなしとせず。深く慎まざるべけんや。乃ち
 既往の經驗に鑑み、常に戦陣に於て勅諭を仰ぎて之が
 服行の完璧を期せむが爲、具體的行動の憑據を示し、
 以て皇軍道義の昂揚を圖らんとす。是戦陣訓の本旨と
 する所なり。

本訓 其の一

第一 皇國

大日本は皇國なり。萬世一系の天皇上に在し、肇
 國の皇謨を紹繼して無窮に君臨し給ふ。皇恩萬民に遍
 く、聖徳八紘に光被す。臣民亦忠孝勇武祖孫相承け、
 皇國の道義を宣揚して天業を翼賛し奉り、君民一體以
 て克く國運の隆昌を致せり。
 戦陣の將兵、宜しく我が國體の本義を體得し、牢固不
 拔の信念を堅持し、誓つて皇國守護の大任を完遂せん

ことを期すべし。

第二 皇軍

軍は天皇統帥の下、神武の精神を體現し、以て皇國の威徳を顯揚し皇運の扶翼に任ず。常に大御心を奉じ、正にして武、武にして仁、克く世界の大和を現するものは神武の精神なり。武は嚴なるべし仁は溫きを要す。苟も皇軍に抗する敵あらば、烈々たる武威を振ひ斷乎之を撃碎すべし。假令峻嚴の威克く敵を屈服せしむとも、服するは撃たず従ふは慈しむの徳に缺くるあらば、未だ以て全しとは言ひ難し。

武は驕らず仁は飾らず、自ら溢るるを以て尊しとなす。皇軍の本領は恩威並び行はれ、遍く御稜威を仰がしむるに在り。

第三 軍紀

皇軍軍紀の神髓は、畏くも大元帥陛下に對し奉る絶對隨順の崇高なる精神に存す。上下齊しく統帥の尊嚴なる所以を感銘し、上は大權の承行を謹嚴にし、下は謹んで服従の至誠を致すべし。盡忠の赤誠相結び、脈絡一貫、全軍一令の下に寸毫紊るるなきは、是戰捷必須の要件にして、又實に治安確

保の要道たり。

特に戦陣は、服従の精神實踐の極致を發揮すべき處とす。死生困苦の間に處し、命令一下欣然として死地に投じ、黙々として獻身服行の實を擧ぐるもの、實に我が軍人精神の精華なり。

第四 團結

軍は、畏くも大元帥陛下を頭首と仰ぎ奉る。渾き聖慮を體し、忠誠の至情に和し、擧軍一心一體の實を致さざるべからず。

軍隊は統率の本義に則り、隊長を核心とし、鞏固にし

て而も和氣藹々たる團結を固成すべし。上下各々其の分を嚴守し、常に隊長の意圖に従ひ、誠心を他の腹中に置き、生死利害を超越して、全體の爲己を没するの覺悟なかるべからず。

第五 協同

諸兵心を一にし、己の任務に邁進すると共に、全軍戦捷の爲欣然として没我協力の精神を發揮すべし。各隊は互に其の任務を重んじ、名譽を尊び、相信じ相援け、自ら進んで苦難に就き、戮力協心相携へて目的達成の爲力開せざるべからず。

第六 攻撃精神

凡そ戦闘は勇猛果敢、常に攻撃精神を以て一貫すべし。攻撃に方りては果斷積極機先を制し、剛毅不屈、敵を粉碎せずんば已まざるべし。防禦又克く攻勢の鋭氣を包藏し、必ず主動の地位を確保せよ。陣地は死すとも敵に委すること勿れ。追撃は断々乎として飽く迄も徹底的なるべし。勇往邁進百事懼れず、沈著大膽難局に處し、堅忍不拔困苦に克ち、有ゆる障礙を突破して一意勝利の獲得に邁進すべし。

第七 必勝の信念

信は力なり。自ら信じ毅然として戦ふ者常に克く勝者たり。必勝の信念は千磨必死の訓練に生ず。須く寸暇を惜しみ肝膽を碎き、必ず敵に勝つの實力を涵養すべし。勝敗は皇國の隆替に關す。光輝ある軍の歴史に鑑み、百戰百勝の傳統に對する己の責務を銘肝し、勝たずば断じて已むべからず。

本訓 其の二

第一 敬神

神靈上に在りて照覽し給ふ。

心を正し身を修め篤く敬神の誠を捧げ、常に忠孝を心に念じ、仰いで神明の加護に恥ぢざるべし。

第二 孝道

忠孝一本は我が國道義の精粹にして、忠誠の士は又必ず純情の孝子なり。

戦陣深く父母の志を體して、克く盡忠の大義に徹し、

以て祖先の遺風を顯彰せんことを期すべし。

第三 敬禮舉措

敬禮は至純なる服従心の發露にして、又上下一致の表現なり。戦陣の間特に嚴正なる敬禮を行はざるべからず。

禮節の精神内に充溢し、舉措謹嚴にして端正なるは強き武人たるの證左なり。

第四 戦友道

戦友の道義は、大義の下死生相結び、互に信頼の至情を致し、常に切磋琢磨し、緩急相救ひ、非違相戒めて、

俱に軍人の本分を完うするに在り。

第五 率先躬行

幹部は熱誠以て百行の範たるべし。上正しからざれば下必ず棄る。

戦陣は實行を尙ぶ。躬を以て衆に先んじ毅然として行ふべし。

第六 責任

任務は神聖なり。責任は極めて重し。一業一務忽せにせず、心魂を傾注して一切の手段を盡くし、之が達成に遺憾なきを期すべし。

責任を重んずる者、是真に戦場に於ける最大の勇者なり。

第七 死生観

死生を貫くものは崇高なる献身奉公の精神なり。生死を超越し一意任務の完遂に邁進すべし。身心一切の力を盡くし。従容として悠久の大義に生くることを悦びとすべし。

第八 名を惜しむ

恥を知る者は強し。常に郷黨家門の面目を思ひ、愈々奮勵して其の期待に答ふべし。

生きて虜囚の辱を受けず、死して罪禍の汚名を残すこと勿れ。

第九 質實剛健

質實以て陣中の起居を律し、剛健なる士風を作興し、旺盛なる志氣を振起すべし。陣中の生活は簡素ならざるべからず。不自由は常なるを思ひ、毎事節約に努むべし。奢侈は勇猛の精神を蝕むものなり。

第十 清廉潔白

清廉潔白は、武人氣節の由つて立つ所なり。己に克つ

こと能はずして物慾に促はるる者、争てか皇國に身命を捧ぐるを得ん。

身を持するに凛厳なれ。事に處するに公正なれ。行ひて俯仰天地に愧ぢざるべし。

本訓 其の三

第一 戦陣の戒

一 一瞬の油断、不測の大事を生ず。常に備へ殿に警

めざるべからず。

敵及住民を輕侮するを止めよ。小成に安んじて勞を厭ふこと勿れ。不注意も亦災禍の因と知るべし。

二 軍機を守るに細心なれ。謀者は常に身邊に在り。

三 哨務は重大なり。一軍の安危を擔ひ、一隊の軍紀を代表す。宜しく身を以て其の重きに任じ、嚴肅に之を服行すべし。

哨兵の身分は又深く之を尊重せざるべからず。

四 思想戦は、現代戦の重要なる一面なり。皇國に對する不動の信念を以て、敵の宣傳欺瞞を破擻するの

みならず、進んで皇道の宣布に勉むべし。

五 流言蜚語は信念の弱きに生ず。惑ふこと勿れ、動ずること勿れ。皇軍の實力を確信し、篤く上官を信頼すべし。

六 敵産、敵資の保護に留意するを要す。

徵發、押收、物資の燼滅等は總て規定に従ひ、必ず指揮官の命に依るべし。

七 皇軍の本義に鑑み、仁恕の心能く無辜の住民を愛護すべし。

八 賊陣苟も酒色に心奪はれ、又は慾情に驅られて本

心を失ひ、皇軍の威信を損じ、奉公の身を過るが如きことあるべからず。深く戒慎し、断じて武人の清節を汚さざらんことを期すべし。

九 怒を抑へ不満を制すべし。怒は敵と思へと古人も教へたり。一瞬の激情悔を後日に残すこと多し。

軍法の峻嚴なるは特に軍人の榮譽を保持し、皇軍の威信を完うせんが爲なり。常に出征當時の決意と感激とを想起し、遙かに思を父母妻子の真情に馳せ、假初にも身を罪科に曝すこと勿れ。

第二 戦陣の嗜

一 尙武の傳統に培ひ、武徳の涵養、技能の練磨に勉むべし。

「毎事退屈する勿れ」とは古き武將の言葉にも見えたり。

二 後顧の憂を絶ちて只管奉公の道に勵み、常に身邊を整へて死後を清くするの嗜を肝要とす。

屍を戦野に曝すは固より軍人の覺悟なり。縦ひ遺骨の還らざることあるも、敢て意とせざる様豫て家人に含め置くべし。

三 戦陣病魔に斃るるは遺憾の極なり。特に衛生を重んじ、己の不節制に因り奉公に支障を來すが如きこ

とあるべからず。

四 刀を魂とし馬を寶と爲せる古武士の嗜を心とし、
戰陣の間常に兵器資材を尊重し、馬匹を愛護せよ。

五 陣中の徳義は戰陣の因なり。常に他家の便益を思

ひ、宿舎物資の獨占の如きは慎むべし。

立つ鳥跡を濁さずと言へり。雄々しく床しき皇軍の
名を、異郷邊土にも永く傳へられたきものなり。

六 總じて武勳を誇らず、功を人に譲るは武人の高風
とする所なり。

他の榮達を嫉まず己の認められざるを恨まず、省み

て我が誠の足らざるを思ふべし。

七 諸事正直を旨とし、誇張虚言を恥とせよ。

八 常に大國民たるの襟度を持し、正を踐み義を貫き
て皇國の威風を世界に宣揚すべし。

國際の儀禮亦輕んずべからず。

九 萬死に一生を得て歸還の大命に浴することあらば、
具に思を護國の英靈に致し、言行を慎みて國民の範
となり、愈々奉公の覺悟を固くすべし。

分區小大服被裝著時戰					業特	科兵	管所
袴脚革	靴	套外	袴衣	帽			
號	文 分	號	號	號			
長身	名氏	所住	籍本	級等官	號隊部		
年 月 日							

結

以上述べたる所は、悉く勅諭に發し、又之に歸するものなり。されば之を戰陣道義の實踐に資し、以て聖諭服行の完璧を期せざるべからず。戰陣の將兵、須く此の趣旨を體し、愈々奉公の至誠を擧げて、克く軍人の本分を完うして、皇恩の渥きに答へ奉るべし。

精 勤 章	出身 前 履 歷	卒 業 列 敘

										兵 役
										服 役 年 期
年		年		年		年		年		實 役
至	自	至	自	至	自	至	自	至	自	摘 要
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
至	自	至	自	至	自	至	自	至	自	
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	

履 歷

證 書 適 任	證 書 善 行	賞 褒

歷

履

出 戰 務

履 歷

科

罰

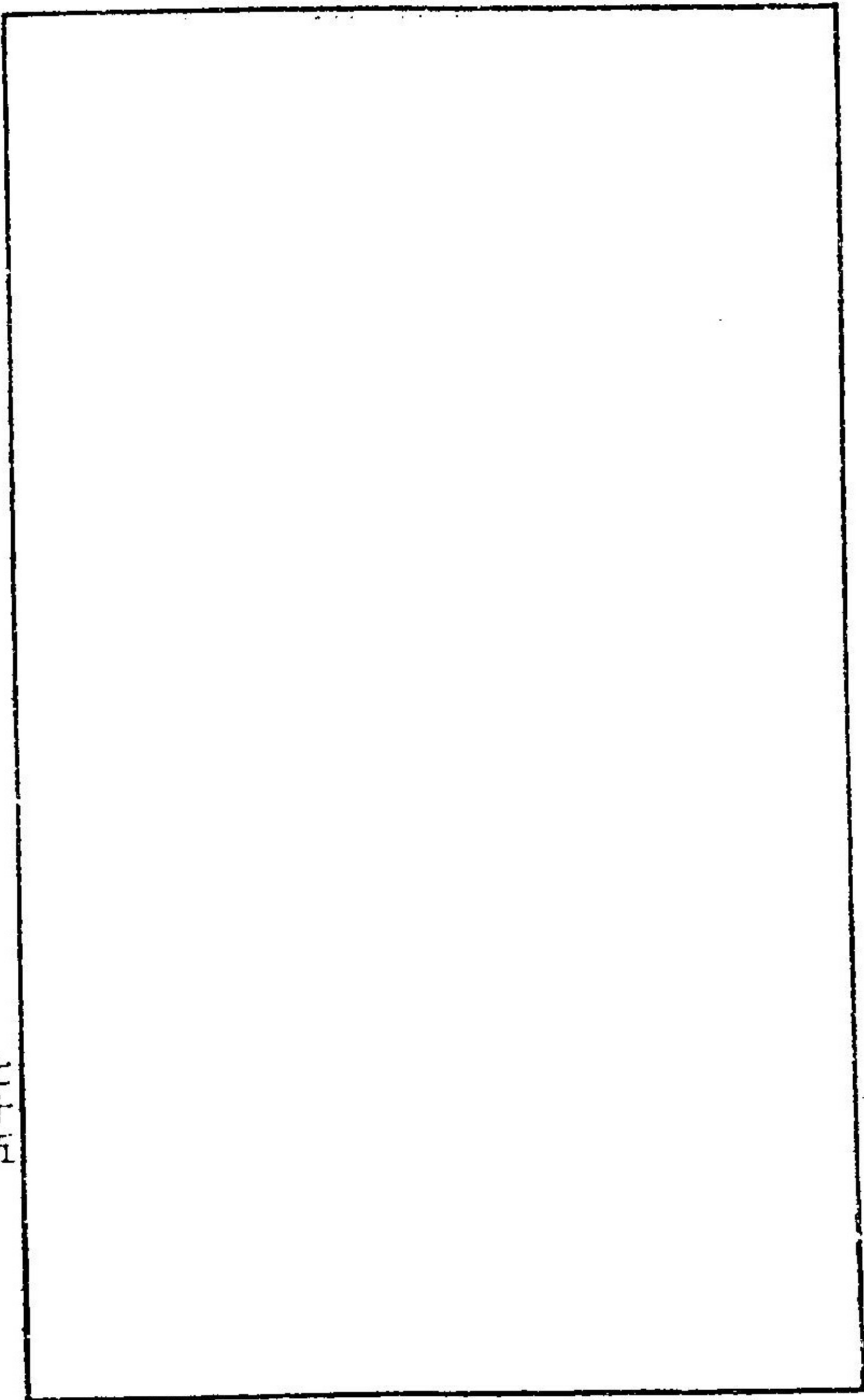
勤

缺

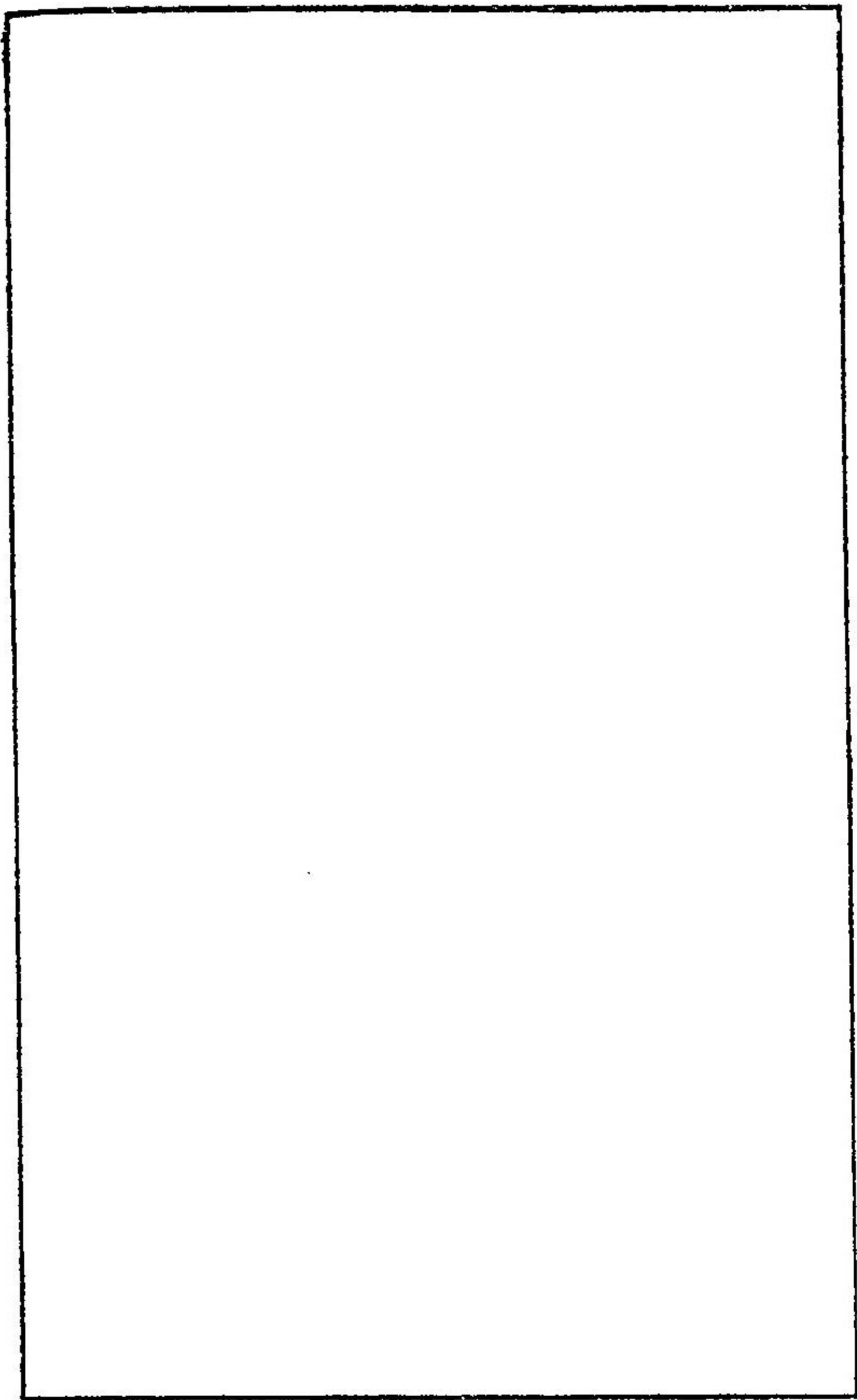
給與通知事項

	病或戰 死ハ死	公及公 病ヒ傷	除或滿 役ハ役

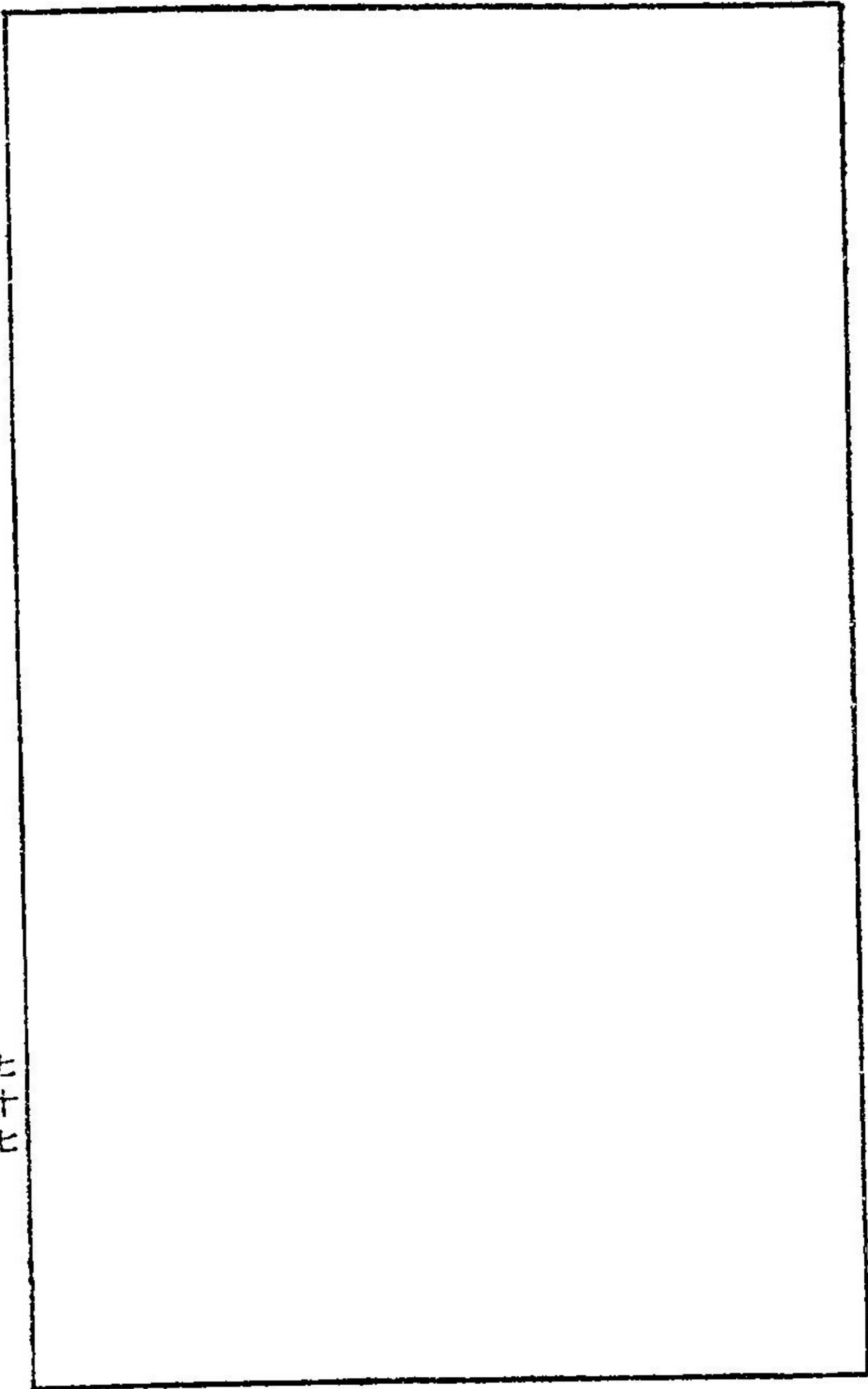
七十五



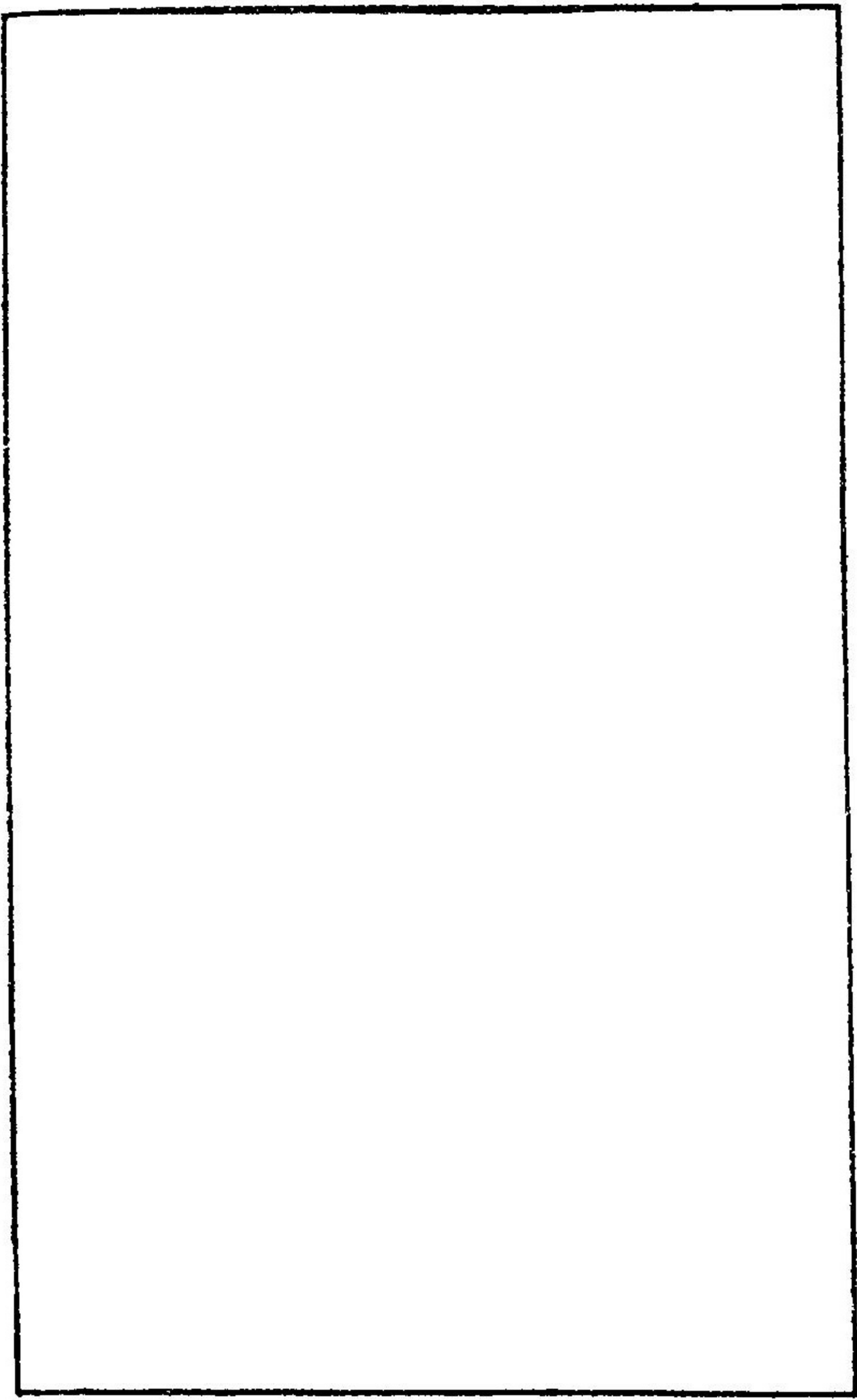
七十四

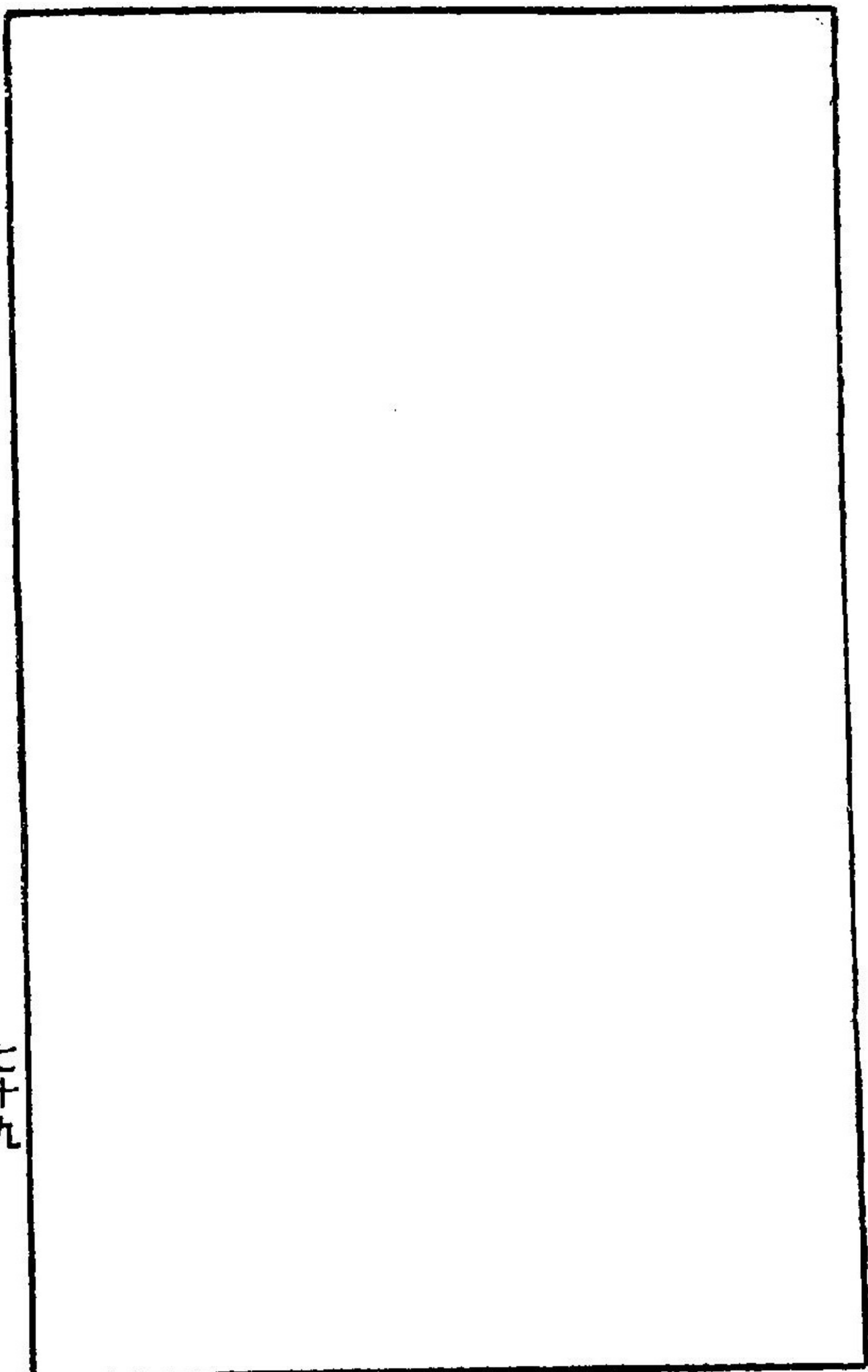


七十一

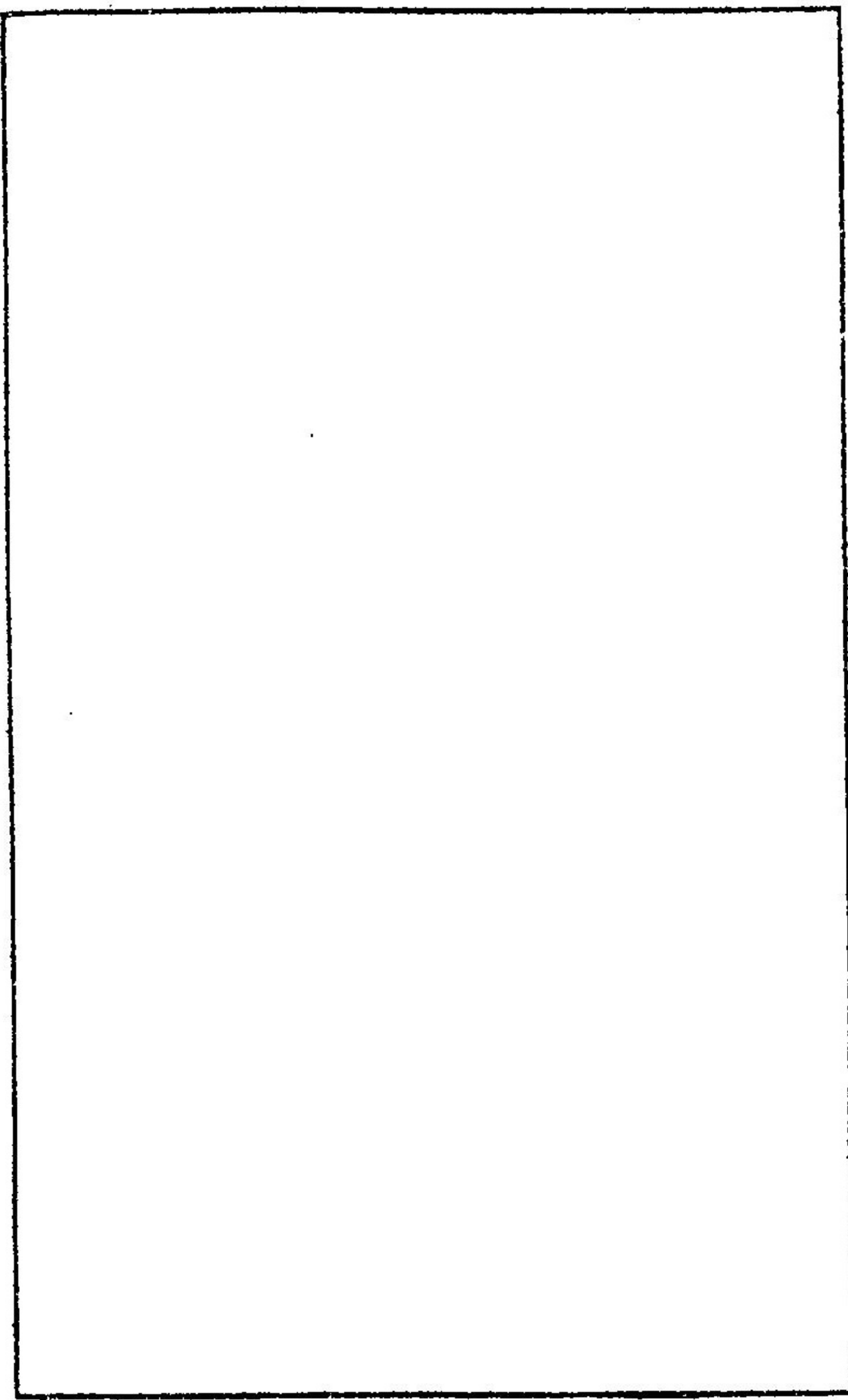


七十二





七十九



七十八

復刻版

東京・小林又七印行

名姓